

## 次期総合戦略の策定について

現行の「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の計画期間が令和元年度末で満了するため、今年度中に次期総合戦略の策定を行う。

### 1 性格、計画期間

- (1) 性格
- ・まち・ひと・しごと創生法9条に基づき、人口目標をはじめとする地方創生に関する目標や、講ずべき施策に関する基本的方向および講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めたもの。
  - ・地方版総合戦略に記載された施策について、地域再生法に基づき、地方公共団体は地域再生計画を作成することで、地方創生推進交付金や地方創生応援税制などの支援をうけることができる。
- (2) 計画期間 5年間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

### 2 検討体制等

現行の総合戦略を効果的・効率的に推進するため産学官金労言等の各団体により構成されている「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会」(※)、県と市町が地域の実情や課題を共有し、連携して各々の総合戦略を推進するための「県・市町まち・ひと・しごと総合戦略連携推進会議」のほか、有識者などから意見を聴取し、現行戦略の検証と次期戦略の策定を行う。

※ 「推進協議会」の構成団体：県内の経済団体、医療福祉関係団体、教育関係団体等

### 3 今後の予定（特別委員会での報告等）

令和元年	6月下旬	現行戦略の実施状況のまとめ
	8月下旬	骨子案
	10月上旬	素案
	12月中旬	原案（県民政策コメント案）
	12月下旬	県民政策コメント実施（～令和2年1月）
令和2年	3月中旬	県民政策コメント結果とりまとめ（最終案）
	3月	次期総合戦略の策定